

平成28年度第1回合同委員会議事録

1. 開催年月日 : 平成28年6月1日(水) 午後2時50分

2. 場 所 : 鹿児島市役所みなと大通り別館6階 会議室

出席委員 : 36人 有村 伊智博、岩元 節朗、上入來 幸一、上四元 正昭
仮屋 幸孝、園山 一則、弟子丸 宗一、豊留 辰男
永尾 寛、中村 秀彦、鳩宿 隆雄、福永 大吾
外園 義興、松下 清美、村山 利清、横峯 明人
脇田サトエ
江口 俊弘、尾ノ上 好昭、竹下 道夫、鳥丸 俊秀
上久木田 静雄、星原 誠、岡元 一治、谷口 豊隆
有村 浩一、枇榔 稔、坂元 一男、松崎 一義
西 信一、平原 隆一、松元 照雄、堀之口 忠男
諏訪田 達夫、前田 利春

欠席委員 : 2人 堂免 修、堀之内 薫

事務局 : 川村事務局長、永野主幹、徳永専門員、山口主査、小山田主任
上原主査、稲付主任、吉永主任、中村主任
河野主査、稲付主任、二俣主査、陣ヶ尾主任、有田主査
濱畑主任、原口主査、吉村主任、高橋主査、宇出津主査
内村主査、村山主任、池田主事

4. 議 事 : 第1号議案 鹿児島市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針(案)
第2号議案 鹿児島市農業委員会委員親睦会会則の改正(案)について
第3号議案 鹿児島市農業委員会委員親睦会会計監事の選任(案)について

<p>事務局</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成28年度第1回合同委員会を開催いたします。</p> <p>まず、議事に先立ちまして、新たに農地利用最適化推進委員として委嘱されます皆様に、上入来農業委員会会長から委嘱状を交付いたします。</p> <p>私の方から、お一人ずつお名前を申し上げますので、その場で起立をお願いいたします。お名前の読み上げの順番は地区ごとの年齢順とさせていただきます。交付が終わられた方は、ご着席ください。</p> <p>江口 俊弘 殿、尾ノ上 好昭 殿、竹下 道夫 殿、鳥丸 俊秀 殿、上久木田 静雄 殿、星原 誠 殿、岡元 一治 殿、谷口 豊隆 殿、有村 浩一 殿、枇榔 稔 殿、坂元 一男 殿、松崎 一義 殿、西 信一 殿、平原 隆一 殿、松元 照雄 殿、堀之口 忠男 殿、諏訪田 達夫 殿、前田 利春 殿。</p> <p>(会長から辞令を各自に交付する)</p> <p>以上で、委嘱状交付を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、会長挨拶を上入来農業委員会会長よりお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>平成28年度第1回合同委員会の開催にあたりまして、ご挨拶申し上げます。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様には多数ご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>かねてからの皆様の多大なご尽力とご協力により、農業委員会運営が順調に、かつ的確に進められておりますことを心から感謝申し上げます。</p> <p>昨年、「農業委員会等に関する法律」が改正され、区域内の農地等の利用の最適化の推進を図るため、新たに農地利用最適化推進委員が設けられることになりました。</p> <p>今回、農地利用最適化推進委員の皆さまへ委嘱状をお渡しいたしましたが、農業委員と連携し、今後農業委員会活動に取り組み、最適化の推進を図っていきたいと考えております。</p> <p>また、このあと行われます議事の中で、最適化に関する指針を始めとする議題を審議していただき、その後、県農業会議の大規模に農業委員と農地利用最適化推進委員の役割などについて研修を行っていただくこととしております。</p> <p>農業委員と農地利用最適化推進委員と一体となり、本市の農業の健全な発展に寄与していきたいと考えておりますので、皆様にはどうかよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、会長挨拶を終わります。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議席番号についてでございますが、農業委員の方は先日5月2日に開催されました、第1回総会において決定された1番から19番までの議席番号となっております。</p>

農地利用最適化推進委員の方の議席番号でございますが、20番から地区ごとに年齢順に割り振り配置しております。現在着席されております番号をもって、議席番号とさせていただきます。なお、参考までに申し上げますが、今後、総会等で意見等を述べられる場合は、今お座りの議席番号をもって、発言くださるようお願いいたします。

次に、初めての合同委員会でございますので、農業委員の皆様と農地利用最適化推進委員の皆様にご自己紹介をお願いいたします。

それでは、会長を除いた農業委員の1番委員の方から順に地区名とお名前をお願いいたします。

(農業委員1番から19番 地区名、名前 自己紹介)

(農地利用最適化推進委員20番から37番 地区名、名前 自己紹介)

ありがとうございました。

堂免委員と堀之内委員が欠席となっておりますので、よろしく申し上げます。

次に、農地利用最適化推進委員の業務等について、事務局より説明をいたします。

事務局

資料の1ページをお開き下さい。

農業委員会の概要ですが、6月1日現在ということで、(1)組織としまして、本市の農業委員会は、農業委員と農地利用最適化推進委員の2つの委員があるということになります。

農業委員の定数は19人、内訳はご覧いただきたいと思っております。

農地利用最適化推進委員は地区ごとに委嘱ということで、定数は18人、地区ごとの定数はご覧いただきたいと思っております。

それから、組織の中に総会、運営連絡会、地区推進協議会があります。

(2)所掌事務ですが、農業委員・推進委員の合同委員会、年に2回、6月と12月に開催する予定です。内容的には、農地利用最適化に関する方針及び委員会の意思決定ということになります。

それから、総会、これは毎月28日頃に行います。これは、月例の総会ということになります。内容は、農地法に基づく農地売買等の権利移転、農地を宅地等に転用する申請の審査等、非農地証明に関する事項、その他法令に基づき農地に関し農業委員会の権限に属する事項等になります。

それから、地区推進協議会ですが、今10日迄が農地転用等の受付締切日になっておりますので、その後開催しまして、現地調査等と行うこととなります。内容は、月の行事予定に関する事項、農地の最適化に関する事項等があります。

(3)事務局の構成として、本局と9支局になっております。

次のページですが、農地利用最適化推進委員の業務についてということで、

1. 業務内容

昨年の農業委員会法に関する法律の改正によりまして、農業委員会としましては、農地利用の最適化推進に取り組む体制が強化されたということで、推進委員の皆さんには、担当地区での農地利用の最適化のための実践活動をして頂くということになります。農地利用の最適化とは何かといいますと、そこにありますように、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の支援活動ということになります。担当地区で日々実践していただくこととなります。

それから、農地利用最適化推進指針の作成に参画し、指針に基づいて現場活動を行うということで、今日の合同委員会の中で、指針を決めていただいて、その指針に基づいて現場活動を行って頂くということになります。

2. 日常業務の内容

人・農地プランなど、集落における農業者の話し合いの場づくりや参加ということで、地区で場を作るとなると推進委員だけでは、なかなか厳しいと思いますので、地区の農業委員等と協力して頂くということになります。

戸別訪問や調査などによる農地の出し手や受け手への意向調査を踏まえた担い手に対する農地のあっせん、農地の出し手に対する農地中間管理事業の活用促進、農地中間管理機構への集積の促進というのを国も力を入れておりますので、地区の中でも農地中間管理機構への結び付けをしていただければと思います。

遊休農地の発生防止・解消に向けた農地利用状況調査、農地利用意向調査の実施（前年に遊休農地となっていたものを重点的に行う）となっております。

新規就農者や企業等の参入支援を行うというのが、担当地区に張り付いて日常業務として頂くこととなります。

3. 月例業務内容

① 地区推進協議会への出會

農地の権利移動の許可（農地法3条）、農用地利用集積計画の決定

農地転用許可（農地法4・5条）申請の許可

農用地利用集積計画の終期を迎えたものの更新の確認というようなことが話し合われますので、その会に出席して、②にあります、上記農地法関係等について意見を述べる事ができるとありますので、総会に出て意見を述べたいことがあれば、述べて頂くということになります。

農用地利用集積計画の終期を迎えたものにつきましては、終期を迎える2、3ヶ月前に推進委員の皆さんに案内するという事になってはいますが、次回の協議会の中で具体的に提案していきたいと思っております。よろしくお願ひ致します。

4. 平成28年度 活動計画予定

今日が第1回合同委員会、7月下旬～10月に地域別農業委員会研修会があります。これは県農業会議の研修になります。8月に農地パトロール、11月に県外視察研修、3年の任期の間に1回は行って頂くということで、12人位、農業委員と推進委員と半々位の割合で行って頂くということになります。それから農地パトロール、12月に第2回合同委員会、この後に農談会があります。2月に県内視察研修、農業委員、推進委員全員参加をお願いしたいと思います。

	<p>3 ページですが、5. 報酬等の支払い等について</p> <p>報酬は固定給と実績給の2段階になります。固定報酬 月額 32,000円、実績報酬 農地の貸借の契約内容に応じて1件あたりの額を上乗せしていくということです。農地中間管理機構との利用権設定（貸借期間が10年以上）1件 5,000円、農地中間管理機構との利用権設定（貸借期間が10年未満）農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定（新規かつ貸借期間6年以上）1件 3,000円、農地中間管理機構との利用権設定（更新）、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定（更新又は貸借期間6年未満）1件 2,000円ということになります。これらは、月例総会で審議後、決定した利用権設定分につき翌月の報酬に上乗せして支払うという形になります。費用弁償 1日 2,000円で農地法第30条の農地利用状況調査（農地パトロール）に係る調査に出席いただいた時に支払う形になります。</p> <p>6. 推進委員の秘密保持義務</p> <p>農業委員会等に関する法律第24条に「推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」とあり、秘密保持義務があり、いろいろなプライバシーの関連がありますので、よろしくお願ひします。</p> <p>以上です。</p>
事務局	<p>それでは、議事に入りたいと思います。</p> <p>始めに「議長選出」でございますが、農業委員会会議規程第4条に「会長は、会議の議長となり議事を整理する。」と定めておりますので、上入来会長に議長をお願いいたします。</p> <p>会長、議長席にお着きください。</p>
議長	<p>皆様、お疲れさまです。</p> <p>平成28年度第1回合同委員会の議事に入りたいと思います。</p> <p>本日は、議案が3件でございます。</p> <p>なお、動議は、農業委員会会議規程第8条に基づき、出席委員の2人以上の同意がなければ、議題として審議することはできませんので念のため申し添えます。</p> <p>なお、参考までに申し上げますが、総会における発言は議席番号をもって、発言くださるようお願いいたします。</p> <p>それではまず、第1号議案の「鹿児島市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針（案）」を議題といたします。</p> <p>松下会長代理に説明をお願いいたします。</p>
会長代理	<p>第1号議案「鹿児島市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針（案）」について説明いたします。</p> <p>それでは、まず、4ページをお開きください。</p> <p>この指針は、昨年、「農業委員会等に関する法律」が改正されたことに伴い、全国の</p>

農業委員会において定めるよう努めなければならないとされたものでございます。本日は、提案いたします指針について、今後3年ごとに見直すこともあわせて提案いたします。

それでは、説明をいたします。

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、鹿児島市農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標 165 ha

【目標設定の考え方】

・利用可能な遊休農地581haについて、10年後にすべての遊休農地を解消することとする。当委員会においては年間55haの解消を目標とし、市農政部局と連携を図り3年後に165haの解消を目指す。

・遊休農地の所有者等に対する意向調査等によって、まず活用見込みの高い遊休農地の解消を目指す。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

・農業委員及び農地利用最適化推進委員のチーム制による農地パトロール（利用状況調査）と、遊休農地の所有者等に対する意向調査等の実施徹底

・農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸し付け

・現況に応じた「非農地判断」の速やかな実施

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標 225 ha

【目標設定の考え方】

・10年後に、認定農業者や農地所有適格法人（旧農業生産法人）などの、効率的かつ安定的な農業経営を行っている経営体及びそれを目指している経営体に、農地利用の8割を集積させることを目指し、年間75haの集積を目標とし、3年後に225haの集積を目指す。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

・遊休農地バンクの情報を5月に市農政部局と共有し、利用権設定の促進強化を図る。

・6月から戸別訪問や、農地の出し手、受け手に関する情報等をもとに、結び付け活動をより一層推進するなど、新たな掘り起こし活動の強化に努め、利用権設定等を進める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 90 経営体

【目標設定の考え方】

・過去3カ年の新規参入経営体が平均20経営体となっており、今後遊休農地の発生防止を図る観点から、1年間に30経営体の新規参入を目指し、3年後に90経営体の新規参入を目指す。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

	<p>・意欲のある農業者の情報収集を6月に行い、市農政部局と連携し新規就農者や定年帰農者等の指導・助言にあたるなどし、農地利用最適化推進活動を実施する。</p> <p>・年間を通じて就農相談など、地域の身近な世話役として、相談活動を実施する。</p> <p>以上で、「鹿児島市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針（案）についての説明を終わります。</p> <p>ただいま、説明がございましたが、ご質問等はございませんか。</p>
16番委員	<p>遊休農地の解消目標165haにしたい、利用可能な遊休農地が581haあるということですが、遊休農地全体は、何haあるか教えてください。</p>
事務局	<p>遊休農地自体は、約1,000haございますが、そのうち山林等でなかなか利用可能が難しいだろうというのを除いた遊休農地自体が581haになるということです。</p>
16番委員	<p>約1,000haということですから、利用可能でない農地というのは、1,000から581を引いた分ということですよね。</p>
事務局	<p>はい、その通りでございます。</p>
16番委員	<p>わかりました。</p> <p>それから、581haを10年後に全ての遊休農地を解消するということです。年間にしますと55haの解消ということになるわけですが、27年度の計画、実績を教えてください。</p>
事務局	<p>27年度の計画は、1年間で10ha、実績としては、約12haでございます。</p>
16番委員	<p>今おっしゃったのは、担い手への農地の利用集積ではないですか。</p>
事務局	<p>遊休農地の解消は、目標は10haで、実績としては、11.7haでございます。</p>
16番委員	<p>わかりました。</p> <p>10年後に経営体に、農地利用の8割を集積させるということを目指しているわけですが、この8割を集積をさせるということになりますと、面積はいくらになりますか。8割を目指すとする、何ha集積しないと8割になりませんか。</p>
事務局	<p>942haの8割を集積させるということで、年間75ha、10年で750haという計算になります。</p>

5番委員	581haの8割ではないですか。
事務局	581haというのは遊休農地なんですが、その遊休農地だけを集積するということではございません。遊休農地でないような農地についても、担い手の方に集積するということです。 今、鹿児島市の耕作面積として出ているは、3,400ha程になります。その中で自作農地が2,400ha程になります。自作地最低ラインを940haと考えているところであります。その8割ということで10年間で750ha集積していきたいと考えております。
16番委員	3年間で225haにするとしますと、10年後には約750haという計算でいいですね
事務局	そうです。
16番委員	わかりました。 27年度の集積ですが、実績としてはいくらだったんですか。
事務局	27年度は、先程言いました耕作面積が3,420haで、そのうち集積した面積が323.1haになります。
16番委員	担い手への農地の利用集積です。平成27年度の目標、実績をおっしゃって下さい。
議長	今は28年度のことをやっているんです。去年のことは、今までの総会資料とかありますので、またくわしいことは事務局に検討してもらったらどうでしょうか。
16番委員	私の質問に答えて下さい。 先日頂いた資料の中の8ページに平成27年度の目標は、12.7ha、これでいいですか。
事務局	はい、そうです。
16番委員	実績は、-4.2ha。つまり借りている人が減ったという実績ですね。平成27年度は目標として12.7haだったんですよ。それも達成ができなくてマイナスになった。さらにこの目標を年間75haにするというんですね。こういうことが可能ですか。
議長	国が、担い手の農地利用集積をして、最適化推進等も目標を立ててやっているわけです。国の方針で、全国の農業委員会全部やっているわけです。目標は高く持ってい

	<p>かないとどうしようもないですからね。</p>
16番委員	<p>委員のおっしゃることはよくわかりますが、制度を新しくして、農業委員、農地利用最適化推進委員、お互い連携を取りながら、27年度までの目標と比べると相当高いですが、最初から現実的にあきらめるのではなくて、一生懸命やっていただいて、目標を掲げたいというふうに考えているところです。</p>
議長	<p>鹿児島市も新しい制度の下で、農業委員、農地利用最適化推進委員が、一緒に頑張ってこのような目標を達成しましょうということで、目標を作ったわけです。</p>
16番委員	<p>遊休農地の解消に年間55haやるという計画です。今まで、どんどん遊休農地が増える。担い手がどんどん減る。農業をやめる人が増える。こういうことがずっと続いてきているわけじゃないですか。それを解消するという上で、単なるこういった目標だけを掲げて頑張ろうと言っても、とても無理な話ではないですか。私が言いたいのは、根本的に国の農政を変える、そういうところも一緒に考えていかないと、今まで通りのやり方で、こういった実績にも見合わない目標を掲げたって、とてもできないというふうに言わざる負えないと思います。国の農政を抜本的に変える、そういうことと併せてやっていかないと、実際には今までの数字からすると膨大な数字です。そういうことはできないということを私は言いたいわけです。政策の中にももう少し農家が農業をして生活していける、若い人が入っても子供を育てて立派にやっていると、普通の会社員と一緒にような給料が貰える、生活ができる。そういうことができるような政策も掲げないとだめだと。単なる遊休農地を解消する、担い手に集積するというだけでは、そういうことはできないと思います。一つ私が言いたいのは、農産物の低迷と必ずおっしゃいますね。低迷の原因も何なのか、米価がどんどん安くなるいるではないですか。そういった米価の値段を安定させる、コストに見合った価格にするということをやっていかないといけないと思います。</p>
会長代理	<p>主旨から離れています。</p>
議長	<p>農業委員自体が国からの制度で各市町村やっているんです。自分の考えでいろいろ発展して、農政のことまでなっています。結局我々は、国の政策の下でやっている農業委員なんです。</p>
16番委員	<p>国の政策に基づいて目標を立てたとおっしゃるんですね。国の目標に従って立てたと、ただそれだけでいいんですか。実際に実現するという方針を投げられないですよ。できないですよ。私はそれを言っているんです。</p>
議長	<p>目標を掲げて、我々が一生懸命やるしかないんです。</p>

16番委員	具体的な方針を示していただかないとこれを認めるわけにはいかないではないですか。今までもできなかったことをです。
28番委員	この件に関しては、新しい制度、指針の中で、目標を掲げてやるわけですから、発言を切って、裁決するなら裁決していただきたいと思います。
議長	今28番委員からもありましたが、16番委員は承服できないという考えですが、皆様方はどうですか。裁決を取ります。よろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。
7番委員	ちょっと待って下さい。その他に意見はないかを聞いていないです。
議長	他に、ご意見等はございませんか。
7番委員	私も16番委員の言われることには、大いに賛成できる内容があると思っているんです。10年後に解消すると言っています。10年後に私どもも本当にできているのか。どんどん遊休農地が増えている、それを皆さんと一緒に頑張りましょうというのが、今年の農政なんです。明らかに無理な数字があるのではないかとと思われるところがあるんです。どんどん遊休農地があるんです。それと、少し離れますが、農地パトロールで遊休農地、荒廃農地を非農地化という推進をしているんですが、1回のパトロールで10件位しか出てないんです。だから一山なら一山、全部ここから非農地にしようとする提案をしても、事務局方針があるみたいで10筆位ずつと言われていています。本市に使われていない耕作放棄地、山林化しているのは相当数あると思っています。それを減らせば数値的にも大いに解消できると思います。1回の農地パトロールで10件とかいう目標ではなくて、100件でも200件でもいっぺんにやればいいのではないかと私は思っています。そういうことによって母体を減らしていかないと、本市の農業委員の活動はどうなっているんだというようなデータしか出てこないんです。年間55ha、3年後に165ha、明らかに目標はいいですが、本当にやれるんだろうかと。国の方針ということで、それだけの数字でやっていいんだろうかと思えます。他の委員の方の意見も聞きたいと思えます。目標的に数字が高くないのか、国が言われたとおりデータ的に出ただけというのは、ちょっと違うのではないかと思います。数値的に目標が高すぎると思えます。10年後は、きっと私は農業していないと思えます。本市の担い手の平均年齢、農業者の平均年齢は何歳ですか。
事務局	そのデータは持ち合わせておりません。
7番委員	わかりました。そういうことであれば調べてもらって、10年後に担い手の平均年齢は何歳になるのか。本当にこのような数字を、我々農業委員が高い目標を掲げて出来るのか。目標が高くないかという16番委員の意見も私は尊重すべきではないかと

	<p>思います。</p>
14番委員	<p>ここに今あります目標が出ましたが、遊休農地がなぜ増えるかという、これは当然高齢化もですし、そこを耕作して耕して物を作って、経営として成り立たないから荒れてくるんです。担い手の他に認定農家に集積をして下さいと。その土地を借りてそれで経営が成り立っていけば遊休農地は解消します。ところが今の目標は、昨年の実績の6.5倍なんです。せめて国の方針とはいえ、6.5の倍13ha位だったら、志は高く持てといいますので、もう少し頑張ろうかな的になるかもしれませんが、こういった数字を出していただいたって、やはり我々も農業委員として農地の輪転をする以上、その受け手に条件の悪い所をやるのではなくて、条件のいい所を作ってもらって、もう遊休化する所はしょうがないよねというそういう気持ちでいかないと、押し付けばかりしても絶対いい農家は育っていかないと私はそういうふうに思います。</p>
議長	<p>この件に関しては、解消目標が年間165haですね。2倍になるように非農地判断とかいろいろな中間管理機構等も絡んできて、このような目標になっているわけです。その為に推進委員も今年からするようにして、農業委員と一緒に解消するという事で、我々としては、こういう目標を掲げているわけです。</p>
5番委員	<p>今いろいろな意見が出ましたが、確かに遊休農地の数字的には大変高いと思います。この中で中間管理機構に一生懸命なって地域がありますか。ないでしょう。我々は去年10月頃まで入れて、初めて中間管理機構を立ち上げて、今何とか3分の1位です。それでも遊休農地をなくそうと努力はしています。だから努力はしましょうというそれ位にところでいいのではないですか。数字がどうこう言っても始まらないので、皆さんで努力をしましょうと。その中でみんな一緒になって中間管理機構やいろいろと地域ごとで頑張っていきましょうとその位でいいのではないですか。</p>
議長	<p>いろいろな意見が出ましたが、この案に賛成する方は挙手をお願いします。</p>
7番委員	<p>ちょっと待って下さい。それぞれの数値を高い目標を掲げて頑張らしようというのは、すごく立派ことだと思います。1番、2番をそこまで話をしていますが、3番目に新規参入の目標が90経営体とあるんです。新規参入が昨年に何件ありましたか。</p>
事務局	<p>その指針に書いてございますように、過去3年の新規参入の経営体は、1年当たり平均20経営体ということでございます。</p>
7番委員	<p>ありがとうございます。その20経営体が引き続きずっと続けてやっているのか。実は私も専任の新規就農という形で2年間自分の所で研修をやらして、さあスタートしようとした時に、やはり収入が少ないからできないということで、新規就農金を辞退した経過があるんです。私の持論として持っているのは、新規就農で青年新規</p>

	<p>を求めても無理なんだと。ここにも書いてございますように、定年帰農者、ここに補助金等を持ってきて、定年帰農者を活用しないと日本の農業は潰れるよとずっと言い続けているんです。だから国に依頼するとか陳情する時に、青年だけではなくて、この定年帰農者のシニアの部分を活用できるような政策ができれば、日本の農業は安泰ではないかなと持論を持っています。</p>
議 長	<p>はい、わかりました。</p>
事務局	<p>農政に関しまして、様々なご意見がございましたが、それは、農業委員会として鹿児島市長とか、あるいは国に意見書等を出すということがありますので、またそういう時に反映させていただきできればと考えております。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。それでは、第1号議案の鹿児島市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針（案）に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>（「挙手」多数あり）</p> <p>それでは、賛成多数ということで、本件は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に第2号議案の「鹿児島市農業委員会委員親睦会会則の改正（案）について」を議題とします。</p> <p>松下会長代理から説明をお願いします。</p>
会長代理	<p>第2号議案「鹿児島市農業委員会委員親睦会会則の改正案」について、説明いたします。</p> <p>資料の6ページをお願いします。</p> <p>今回、新たに農地利用最適化推進委員が委嘱されたことに伴い、委員親睦会の会則を改めようとするものでございます。</p> <p>改正内容については、親睦会の名称を、鹿児島市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員親睦会に改め、委員及び農地利用最適化推進委員をもって組織することとし、幹事を無くし、会計監事を農業委員から1名、農地利用最適化推進委員から1名を選任するものとする内容でございます。</p> <p>次の7ページから8ページは、改正案の会則を掲載しております。</p> <p>以上で、第2号議案「鹿児島市農業委員会委員親睦会会則の改正案」について、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま、説明がございましたが、ご質問等はございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>

<p>事務局</p>	<p>ご異議もないようでございますので、本件は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に第3号議案の「鹿児島市農業委員会委員親睦会会計監事の選任（案）について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>第3号議案「鹿児島市農業委員会委員親睦会会計監事の選任案」について、説明いたします。</p> <p>資料の9ページをお願いします。</p> <p>先ほど、改正されました会則の関係でございます。</p> <p>会計監事の2名について、農業委員から、仮屋幸孝委員を、農地利用最適化推進委員から、枇榔 稔推進委員を会計監事に選任することで、了承いただきたいと思っております。</p> <p>任期は、平成31年4月28日まででございます。</p> <p>以上で、第3号議案「鹿児島市農業委員会委員親睦会会計監事の選任案」について、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、説明がございましたが、ご質問等はございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>ご異議もないようでございますので、本件は原案どおり決定いたします。</p> <p>以上で合同委員会の議事を終了させていただきます。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> <p>これで、議事日程は終了いたしました。次に事務連絡があります。</p> <p>鹿児島市の農地利用最適化推進委員になられた皆様に、委員親睦会等について、ご説明します。</p> <p>資料の10ページをご覧ください。</p> <p>まず、委員親睦会の件でございますが、先ほどお示ししました会則の中で、委員親睦会費といたしまして、毎月1,500円を差し引かさせていただくこととなっております。</p> <p>これらの会費は、親睦会並びに慶弔等の費用に当てられることとなっておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。</p> <p>次に、全国農業新聞の購読についてのお願いですが、新しく鹿児島市の農地利用最適化推進委員になられました方に、「全国農業新聞」の購読をお願いし、毎月、委員報酬から700円の購読料を控除させていただきたいと思っております。何卒ご了承願います。</p> <p>次に、農地利用最適化推進委員の公務災害共済制度の加入の件ですが、この制度は、全国農業会議所が保険会社と契約し、推進委員が公務従事中に不慮の事故によって死</p>

	<p>亡又は入院した場合に見舞金を支払う制度で、推進委員全員の加入が条件となっております。</p> <p>本市の農地利用最適化推進委員も、農業委員同様、委員親睦会会費の中から保険料を1人1,000円ずつ払い込む予定であります。</p> <p>本制度に加入し、保険料を委員親睦会会費の中から払い込むことで、ご了承願います。</p> <p>次に、最適化推進委員用の農業委員会手帳でございますが、新しく推進委員となられた方(7名)の分のみ、農業委員と同様に1人1冊購入し、委員親睦会会費の中から払い込みたいと考えておりますが、購入することによろしいでしょうか。</p> <p>1冊 617円です。</p> <p>以上、4点につきまして、皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。私の説明は以上ですが、事務局の方からも事務連絡がございます。</p>
事務局	<p>それでは、事務局から連絡いたします。</p> <p>資料の11ページをご覧ください。</p> <p>新しく鹿児島市の農地利用最適化推進委員になられた方へのお願いです。</p> <p>印鑑の預かりと口座振替支払依頼書及び委員親睦会費等の差引委任状の提出のお願いでございます。</p> <p>印鑑は、委員報酬等支払いのため必要でございますので、事務局または各支局で保管しております。</p> <p>つきましては、認印はそれぞれ所属の本局か各支局へ、総会通知の中に同封しておりました、口座振替支払依頼書は、本日お持ちの方はこの会終了後、事務局に提出をお願い致します。お持ちでない方は、6月10日金曜日までに事務局または各支局へ提出してください。口座振替支払依頼書には、通帳の写しも添付してご提出ください。</p> <p>委員親睦会費等の差引委任状は、本日差し替えがございます。封筒に同封の委任状を、同じく6月10日金曜日までに事務局または各支局へ提出してください。</p> <p>また、緊急時の連絡先についても事務局または各支局に提出をお願い致します。</p> <p>委員活動を把握するために、毎月推進委員全員に「農業委員会活動記録カード」の提出をお願いいたします。会への出席や農業相談を受けた場合は、記入の上、地区推進協議会にご出席の際に、提出をお願いします。</p> <p>以上で、事務局からの説明を終わります。</p>
議長	<p>以上で、合同委員会の議事を終了させていただきます。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
事務局	<p>以上をもちまして、平成28年度第1回合同委員会を終了いたします。</p> <p>この後、16時5分から研修会を行います。</p> <p>(午後3時55分閉会)</p>